

横浜保育室のご案内

「横浜保育室」は、横浜市が設けた基準（保育料、保育環境、保育時間等）を満たし、横浜市が独自に認定している認可外保育施設です。

保育環境	<p>ア 市内在住の2歳児以下のお子さんを助成対象とした施設です。 (年齢は各年度4月1日時点) ※ 3歳児以上のお子さんの受入れを行っている施設もあります。 ※ 横浜保育室の卒園児が、認可保育所等に利用申請をした場合は、利用調整の際に優先順位を高く(1ランクアップ、調整指数+5)しています。</p> <p>イ 2歳児以下のお子さんおおむね4人に1人、保育従事者を確保しています。</p> <p>ウ 全施設で給食を実施しています。</p>																																				
基本保育時間	<p>平日：午前7時30分～午後6時30分 土曜日：午前7時30分～午後3時30分</p> <p>※早朝保育、延長保育及び休日保育を行っている施設もあります。 ※日曜、祝日、休日、年末年始(12/29～1/3)以外は、原則開所しています。</p>																																				
申込方法	<p><u>施設との直接契約</u>になります。契約内容、保育内容等を施設に確認の上、直接お申し込みください。</p> <p>※ <u>別途、利用開始前に教育・保育給付認定申請が必要です。</u> (3歳児以上でご利用を希望の場合は、施設等利用給付認定の申請が必要です。)</p> <p>※ 認可保育所等を利用されている方は、横浜保育室の利用開始日より前に区役所へ認可保育所等の退園手続きを行っていないと、助成対象外となる場合があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><川崎市から転入する際の留意点> 川崎市から転入後も同じ横浜保育室の利用を継続する場合、改めて横浜市で教育・保育給付認定申請を行う必要があります。手続きしなかった場合、必要な助成が受けられない場合がありますので、ご留意ください。</p> </div>																																				
保育料の助成対象条件	<p>横浜市在住で月64時間以上就労している等、保育の必要性がある場合です。(認可保育所等の利用事由と同様です。)</p>																																				
保育料 詳細は横浜市ウェブサイトをご確認ください。	<p>2歳児以下のお子さんは58,100円を上限に施設が独自に設定しています。</p> <p>※ 基本保育時間にかかるそれ以外の徴収は原則ありません。 ※ 世帯の市民税額の合計に応じて保育料を最大58,100円まで段階的に軽減します。 ※ 横浜保育室、認可保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園、認定こども園、居宅訪問型児童発達支援、横浜市年度限定保育事業、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援及び企業主導型保育事業を利用する就学前のきょうだいがいる場合は、2人目の児童について2歳児以下は月額18,000円、3歳児は月額9,450円保育料が軽減されます。2歳児以下で3人目以上の児童は、月極保育料が無料になります。 ※ 保育料以外の実費負担については、施設にご確認ください。 ※ 消費税は非課税です。保育料以外の実費負担については課税の場合があります。</p>																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市民税 所得割額 (負担区分)</th> <th rowspan="2">軽減額 (上限)</th> <th colspan="2">軽減後の保育料 (月額)</th> </tr> <tr> <th>第1子</th> <th>第2子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>228,901円以上 (D15以上)</td> <td>0円</td> <td>58,100円 (上限)</td> <td>40,100円 (上限)</td> </tr> <tr> <td>174,901円以上 228,900円以下 (D12～D14)</td> <td>10,000円</td> <td>48,100円 ～ 38,100円</td> <td>30,100円 ～ 20,100円</td> </tr> <tr> <td>120,601円以上 174,900円以下 (D9～D11)</td> <td>20,000円</td> <td>38,100円 ～ 28,100円</td> <td>20,100円 ～ 10,100円</td> </tr> <tr> <td>77,101円以上 120,600円以下 (D6～D8)</td> <td>30,000円</td> <td>28,100円 ～ 18,100円</td> <td>10,100円 ～ 5,100円</td> </tr> <tr> <td>48,601円以上 77,100円以下 (D3～D5) ※E3、E4、E5含む</td> <td>第1子 40,000円 第2子 35,000円</td> <td>18,100円 ～ 8,100円</td> <td>5,100円 ～ 3,100円</td> </tr> <tr> <td>1円以上 48,600円以下 (C～D2) ※E0、E1、E2含む</td> <td>第1子 50,000円 第2子 37,000円</td> <td>8,100円 ～ 5,000円</td> <td>3,100円 ～ 0円</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯 (A～B)</td> <td>58,100円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>				市民税 所得割額 (負担区分)	軽減額 (上限)	軽減後の保育料 (月額)		第1子	第2子	228,901円以上 (D15以上)	0円	58,100円 (上限)	40,100円 (上限)	174,901円以上 228,900円以下 (D12～D14)	10,000円	48,100円 ～ 38,100円	30,100円 ～ 20,100円	120,601円以上 174,900円以下 (D9～D11)	20,000円	38,100円 ～ 28,100円	20,100円 ～ 10,100円	77,101円以上 120,600円以下 (D6～D8)	30,000円	28,100円 ～ 18,100円	10,100円 ～ 5,100円	48,601円以上 77,100円以下 (D3～D5) ※E3、E4、E5含む	第1子 40,000円 第2子 35,000円	18,100円 ～ 8,100円	5,100円 ～ 3,100円	1円以上 48,600円以下 (C～D2) ※E0、E1、E2含む	第1子 50,000円 第2子 37,000円	8,100円 ～ 5,000円	3,100円 ～ 0円	非課税世帯 (A～B)	58,100円	0円	0円
市民税 所得割額 (負担区分)	軽減額 (上限)	軽減後の保育料 (月額)																																			
		第1子	第2子																																		
228,901円以上 (D15以上)	0円	58,100円 (上限)	40,100円 (上限)																																		
174,901円以上 228,900円以下 (D12～D14)	10,000円	48,100円 ～ 38,100円	30,100円 ～ 20,100円																																		
120,601円以上 174,900円以下 (D9～D11)	20,000円	38,100円 ～ 28,100円	20,100円 ～ 10,100円																																		
77,101円以上 120,600円以下 (D6～D8)	30,000円	28,100円 ～ 18,100円	10,100円 ～ 5,100円																																		
48,601円以上 77,100円以下 (D3～D5) ※E3、E4、E5含む	第1子 40,000円 第2子 35,000円	18,100円 ～ 8,100円	5,100円 ～ 3,100円																																		
1円以上 48,600円以下 (C～D2) ※E0、E1、E2含む	第1子 50,000円 第2子 37,000円	8,100円 ～ 5,000円	3,100円 ～ 0円																																		
非課税世帯 (A～B)	58,100円	0円	0円																																		
その他	<p>「一時保育」を実施している施設もあります。 パート就労、病気、冠婚葬祭、その他私的理由などで一時的に保育できない場合に利用できます。利用料金、利用条件、サービス内容は各施設により異なります。 ご不明な点は、各施設へ直接お問い合わせください。</p>																																				

■ 各区福祉保健センターこども家庭支援課

区	住所	電話番号	FAX 番号
鶴見	横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1	510-1816	510-1887
神奈川	横浜市神奈川区広台太田町 3-8	411-7157	321-8820
西	横浜市西区中央 1-5-10	320-8472	322-9875
中	横浜市中区日本大通 35	224-8172	224-8159
南	横浜市南区浦舟町 2-33	341-1149	341-1145
港南	横浜市港南区港南 4-2-10	847-8498	842-0813
保土ヶ谷	横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9	334-6397	334-6393
旭	横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12	954-6173	951-4683
磯子	横浜市磯子区磯子 3-5-1	750-2435	750-2540
金沢	横浜市金沢区泥亀 2-9-1	788-7795	788-7794
港北	横浜市港北区大豆戸町 26-1	540-2280	540-2426
緑	横浜市緑区寺山町 118	930-2331	930-2435
青葉	横浜市青葉区市ヶ尾町 31-4	978-2428	978-2422
都筑	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1	948-2463	948-2309
戸塚	横浜市戸塚区戸塚町 16-17	866-8467	866-8473
栄	横浜市栄区桂町 303-19	894-8463	894-8406
泉	横浜市泉区和泉中央北 5-1-1	800-2413	800-2524
瀬谷	横浜市瀬谷区二ツ橋町 190	367-5782	367-2943